

〈身体障害者手帳〉

身

身体障害者手帳とは、先天的な疾患や事故等が原因で身体に障害がある方に対して、都道府県知事等が交付するものです。手帳交付を受けると、いろいろな福祉制度の活用や、各種の援助が受けられます。

○申請から交付まで

(1) 指定医に診断書を作成してもらう

主治医が指定医で無かった場合は、主治医に紹介状を書いてもらい指定医を訪ねます。

(2) 手帳の交付申請をする

身体障害を有すると診断され、手帳の交付を希望される方は、市町村役場福祉窓口にて交付申請を行ってください。

手続きに必要なもの

交付申請書（市町村窓口にあります）

印鑑

写真（上半身横 3 cm×縦 4 cm）

(3) 手帳の交付

交付申請から約 1 ヶ月で交付されます。

○交付後の障害の再認定

身体障害者手帳は更新の必要はありませんが、乳幼児期に障害等級認定を受けた場合は、体の成長により障害の軽度化が見込まれるため、6 歳を目処に再認定を要請されます。

また、指定医が再認定の必要ありとした人も、知事により再認定の期日（手帳交付時から 1 年以上 5 年以内）を指定されます。

○こんな時は福祉事務所又は町村役場に届け出が必要です

(1) 手帳を紛失したり、破損したとき

(2) 住所、氏名などに変更があったとき

(3) 死亡したとき